

議 第 2 3 号 議 案

県水道料金20%引上げ試算を見直し、料金引上げを回避することを求める意見書の提出について

県水道料金20%引上げ試算を見直し、料金引上げを回避することを求める意見書を別紙のとおり、富士見市議会会議規則第13条の規定により提出します。

令和5年9月21日提出

富士見市議会議長 田 中 栄 志 様

提出者 富士見市議会議員 川 畑 勝 弘

賛成者 同 根 岸 操

提 案 理 由

県水道料金20%引上げ試算を見直し、料金引上げを回避することを求める意見書を地方自治法第99条の規定に基づき埼玉県に対して提出するため、この案を提出します。

県水道料金20%引上げ試算を見直し、料金引上げを回避することを
求める意見書

埼玉県は「第5次企業局経営5か年計画」（令和4年度～令和8年度）において、今後15年間のシミュレーションを3ケース公表している。

第1のケースは、県水道料金を現行に据え置くもので、令和10年度から純損益が赤字に転落するものと試算されている。第2のケースは、県水道料金を令和10年度から20%引き上げると設定し、純損益が改善するというもの。第3のケースは料金を令和6年度10%、令和10年度さらに10%と2段階で引き上げることによって、大幅に純損益が改善されるというものである。いずれのケースも県水道料金引上げ以外の選択肢が示されず、県民世論を引上げへ誘導するものである。

物価高騰が県民の生活を直撃し、市町村では既に水道料金の引上げが各地で行われている。生存と日常生活に最低限必要な水道水の安定供給に大きな役割を担っている県営水道料金の引上げはなんとしても避けるべきである。

県水道用水供給事業の経営難の要因は、治水上也利水上也必要性が低い八ッ場ダム等の建設や高度浄水化などの過剰な設備投資による減価償却費の増加にある。短絡的に県水道料金引上げに走るなら末端価格の高騰を招き、さらなる節水によって水需要が減るという経営上悪循環に陥ることは必至である。

よって、富士見市議会は、埼玉県に対し、県水道料金引上げありきの試算を見直し、コスト削減、設備投資の計画変更などにより、料金引上げを回避するよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和 年 月 日

埼玉県富士見市議会

埼玉県知事

様